

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報政策課
委託業務名	文字同定実証事業支援業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	「自治体情報システムの標準化・共通化」において定められている、各自治体で独自に管理している外字情報の行政事務標準文字への同定について、デジタル庁より実証事業の公募がされた。 本市においても本実証事業に申込を行なったところ、実証事業参加団体として採択されたため、実証事業に必要な外字ファイル等の作成及び検証を行なう。
契約期間	令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年12月1日
契約金額	2,329,800円
契約の相手方	〔所在地〕京都市下京区四条通麿屋町西入立売東町1 〔名称〕富士通Japan株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選定理由	当該業者は本市において外字の作成、管理を行なっている業者であり、実証事業に必要な外字ファイルの作成や検証作業に対応できる唯一の業者であるため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。